特別養護老人ホームあたかの郷（ショートステイ）　運営規程の概要その他重要事項

20260801

事業所名	特別養護老人ホームあたかの郷
事業の種類	短期入所生活介護，介護予防短期入所生活介護
介護保険事業所番号	1770300059
事業所の所在地	石川県小松市安宅町ル１番地２８
管理者	施設長　／　利　用　定　員　定員１００名の特別養護老人ホームあたかの郷の空床を利用
連絡先	ＴＥＬ　０７６１－２４－８８００　ＦＡＸ　０７６１－２４－８８０３
運営方針	利用者の心身の特性を踏まえて，可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを行い，利用者の心身機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。要支援者にあっては，生活機能の維持又は向上を目指し，介護予防に資するような支援を行う。
サービス内容	短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）に基づき，入浴，排せつ，食事等の介護，その他の日常生活上の世話，機能訓練，健康管理及び療養上の世話を行う。
通常の送迎の実施地域	小松市
従業者の職種，員数	管理者　１人，医師　１人以上，生活相談員　１人以上，介護職員又は看護職員　３４人以上（常勤換算で介護老人福祉施設と合わせた数。ただし，この内看護職員は常勤換算で３人以上） 管理栄養士　１人以上，機能訓練指導員　１人以上，（常勤換算で介護老人福祉施設と合わせた数。）
従業者の勤務体制（介護老人福祉施設と合わせた数）	早　出　６：００～１５：００　４名 日　勤　８：１５～１７：１５　９：００～１８：００　４名 遅　出　１１：００～２０：００　１２：３０～２１：３０　１４名 準夜勤　１５：００～２４：００　４名 夜　勤　０：００～　９：１５　４名
事故発生時の対応方法	１　サービスの提供により事故が発生した場合には，主治医，救急隊，市町村，居宅介護事業所，利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じる。 ２　サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には，損害賠償を速やかに行う。
協力医療機関	医療法人社団さくら会　森田病院　（小松市園町ホ９９番地１） 整形外科・内科・神経内科・外科・胃腸科・肛門科・麻酔科 脳神経外科・眼科・リハビリテーション科 本村歯科医院　（小松市竜助町５）

利用料	１　介護保険給付対象となるサービスに係る費用 （負担額は総単位数に１単位の単価１０円を乗じた額の１～３割） ①サービス費（単位／１日あたり） ア　介護予防サービス 要支援１：４５１　要支援２：５６１ イ　介護サービス 要介護１：６０３　要介護２：６７２　要介護３：７４５　要介護４：８１５　要介護５：８８４ ②施設体制に係る加算（１日あたり） 看護体制加算Ⅰ　４単位，夜勤職員配置加算Ⅲ　１５単位 ③その他の加算・減算 ・送迎加算 片道１８４単位　・療養食加算 ８単位／食 ・連続して３０日を超えて利用の場合：－３０単位／日 （介護予防のみ）要支援１：要介護１の７５%，要支援２：同９３%の単位数 ・連続して６０日を超えて利用の場合：介護福祉施設サービス費と同単位／日 ・緊急時における利用の場合　９０単位／日 ２　介護保険給付対象とならないサービスに係る料金 ① 食事の提供に要する費用 朝食　３６２円，昼食　８１４円，夕食　６０８円 ※但し介護保険負担限度額認定を受けている場合は認定証に記載された額と１日の合計食事額とのどちらか低い方の額を負担 ② 滞在に要する費用　多床室　１日あたり　１,０９０円 従来型個室　１日あたり　１,４１０円 ※但し介護保険負担限度額認定を受けている場合は認定証に記載された額を負担 ③ 利用者が選定する特別な食事の費用　要した費用の実費 ④ 日常生活上必要となる諸費用　実　費 ⑤ 教養娯楽費　実　費
苦情受付の体制	１　当事業所における苦情の受付《TEL 0761-24-8800》 ① 苦情解決責任者：施設長 ② 苦情受付担当者：生活相談員 ③ 第三者委員　：社会福祉法人あさひ会 評議員 ２　当事業所以外の苦情申し立て窓口 ① 石川県福祉サービス運営適正化委員会 《TEL 076-234-2556》 ② 石川県国民健康保険団体連合会 《TEL 076-231-1110》 ③ 小松市長寿介護課 《TEL 0761-24-8149》